（平成二十九年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還）

**第三条**　平成二十九年九月において、平成二十九年度九月震災復興特別交付税額は、前条各号によって算定した額の合算額から第一号の額を減額した後の額（次項及び第三項において「平成二十九年度九月調整基準額」という。）に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）とする。

一　平成二十八年度省令第五条第三項に規定する平成二十八年度三月分の額から減額することができない額

二　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項において準用する場合を含む。）及び平成二十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十四年度省令第一条第二項の規定により算定した額（平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第三条第三項において準用する場合を含む。）及び平成二十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十五年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）及び平成二十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十六年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十七年度省令第二条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。）及び平成二十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十七年度省令第二条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度から平成二十八年度までの各年度に交付した震災復興特別交付税の額がそれぞれ過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過少に算定された額の合算額から当該過大に算定された額の合算額を控除した額

2　前項の場合において、平成二十九年度九月調整基準額が負数となる地方団体（次項及び第五項において「要調整団体」という。）で、前項第二号の額を加算した後の額がなお負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、当該負数となる額に相当する額を返還しなければならない。

3　第一項の場合において、要調整団体で、同項第二号の額が零又は負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、平成二十九年度九月調整基準額に相当する額を返還しなければならない。この場合において、平成二十九年度九月震災復興特別交付税額は零とする。

4　要調整団体以外の地方団体について、第一項の規定によって算定した平成二十九年度九月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

5　第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、総務大臣は、当該返還額の一部を平成三十年度以降に繰り延べて返還させることができる。

（平成二十九年度九月震災復興特別交付税額の算定方法）

**第四条**　各道府県及び各市町村に対して、平成三十年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額（次条において「平成二十九年度三月震災復興特別交付税額」という。）は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定した額から平成二十九年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した額の合算額とする。

（平成二十九年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額）

**第五条**　平成三十年三月において、平成二十九年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）とする。

一　次に掲げるいずれかの額

イ　第三条第三項の場合において、平成二十九年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額から返還すべき額を控除した額

ロ　第三条第五項の場合において、平成二十九年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額

二　第三条第一項第二号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「及び平成二十八年度省令第三条第一項第二号（平成二十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「、平成二十八年度省令第三条第一項第二号（平成二十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及びこの項」と、「及び平成二十八年度省令第三条第一項第二号の」とあるのは「、平成二十八年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」と、「（平成二十八年度省令第三条第一項第二号及びこの項」とあるのは「（平成二十八年度省令第三条第一項第二号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額（平成二十九年度において返還すべき額を除く。）」と読み替えるものとする。

2　前項の規定によって算定した平成二十九年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

3　前項の場合において、平成二十九年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例）

**第六条**　第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成二十九年九月及び平成三十年三月以外の月において、平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

2　第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、平成二十九年九月及び平成三十年三月以外の月において、平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。

（平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十年度において交付する場合の算定方法等）

**第七条**　法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び交付時期並びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

（意見の聴取）

**第八条**　普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**別表**

| | |
|---|---|
| 一 | （一）　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項の規定による負担金<br>（二）　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金<br>（三）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金<br>（四）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項の規定による負担金 |